

第 23 期マスタープラン  
重点大型研究計画案策定に係るヒアリング  
利益相反に関する考え方

学術の大型研究計画検討分科会

第 23 期学術の大型研究計画に関するマスタープラン 重点大型研究計画案策定のためのヒアリング時の評価における利害関係の排除の取扱いについては、以下のとおりとする。

- 1) 審査小委員会委員は、自ら密接に関わっている（あるいは、と見なされる可能性がある）提案については、評価しない。なお、単に研究機関や部局が同一である場合は、これに該当しない。
- 2) 評価小分科会委員長（及びその代理）は、該当する小分科会の分野の提案については、評価を行わない。

以上